

書評

清水和裕著

軍事奴隸・官僚・民衆

——アッバース朝解體期のイラク社會——

稲葉 穰

もう十五年以上も前になるが、本書の著者清水和裕氏がデビュー論文「九世紀アッバース朝のアトラークと奴隸軍人」を發表したときのことは今でもよく覚えてゐる。當時、私も同じような事柄に関心を持っていたこともあり、頂戴した抜刷を何度も読み返したものである。それ以降清水氏の論文はリアルタイムで拜讀し、そこから多くのことを學んできた。時代は近いけれども、アッバース朝やイラクからみれば邊疆にあたる地域のことをちよばちよばと研究する身にとつてみれば、清水氏の研究はこれ以上ない教科書であり、私のアッバース朝理解の主要な部分は氏の研究を通じて形成されてゐると言える。その意味では、私には本書の内容について「評」を行つたり、異を唱えたりする能力はない。こういう場合の書評というのは書きにくいもので、下手をすると著者の記述を章ごとにまとめ、その後に「私もそう思います」という感想を附け加えた、できの悪い讀書感想文のようなものにな

つてしまふ。さらに困つたことに、清水氏には本書の第二章第一節のもととなつた、故嶋田襄平氏の『初期イスラーム國家の研究』に對する優れた書評論文があり、そのようなものをおさめた書物を書評するというのも氣後れがする理由となる。それでも書評というものの小さくはない役割として、未讀者の興味を喚起するというものがあると信じ、以下拙いながらも本書の内容を紹介した上で、本研究のどこに私が特に興味を引かれ刺激を受けたのかという點をもとに私なりの「評」を試みてみたいと思う。著者である清水氏から見れば的外れなことも多々あるかもしれない。あらかじめご寛恕を願つておく。

さて、上にあげた二つの論文をはじめとし、清水氏が一九九〇年以降に發表されたいくつかの論文に基づき東京大學に提出された學位請求論文が、本書の原型である。副題に示されるように、本書の大きなテーマはアッバース朝解體期、すなわち九世紀から十一世紀のイラク社會を軍事、行政、社會といった多方向から解讀することであり、明快な論旨と深い考察に支えられた本書の内容は、我が國の初期イスラーム時代史研究を新たな段階に引きあげるものであると言つてよい。全體は書名に示される「軍事奴隸」「官僚」「民衆」のそれぞれに一章ずつを割いた三章構成になつており、「はじめに」において本書の研究對象と分析の視點が明確に提示され、「おわりに」において、各章の議論と結論が再度確認檢討され、さらに今後の研究にむけての視角が述べられるという構造を採つてゐる。實は本書の概略はこの「はじめに」と「おわりに」を讀めば的確にわかるようになってゐるのだが、上にも書いた理由で、清水氏のまとめを念頭に置きつつ、以下簡單

に内容を紹介してみたい。

前述の如く「はじめに」において本書の問題意識と分析視角が明快に述べられた後、第一章「軍事グループ集團の形成」は、清水氏がアッバース朝解體期の幕開けを告げたと考え、軍事グループⅡ軍事奴隷軍團の出現とその歴史的意義の検討に充てられる。最初に氏は一次史料の記述に基づきながら、後代の「マムルーク制度」に見られる高度にシステム化された奴隷購入・養成制度を最初期の軍事奴隷軍團にも敷衍して考えようとする、D・アヤロン、D・パイプス、P・クローン、P・G・フォールランドら従来の研究を批判的に検証している。マームーンとムータスィムの新軍團を構成したのは隷屬身分たるアトラーク（トルコ）の複數形）のみならず、自由民や隷屬民からなる様々な集團であったし、アトラーク軍團にしても、實際の戦闘では獨自の軍團を構成することもなく他の者達と混合されほぼ區別なく用いられているという。すなわち、後代に見えるような軍事奴隷集團の特殊性や獨立性を少なくともマームーン、ムータスィムの軍團のうちに見て取るのは困難なのであり、おそらくカリフにとって重要だったのは隷屬身分であるとないつに關わらず、自らの意のままになる新軍團を組織することであった。續いて清水氏は、アトラーク軍團の中にもやがて勢力を伸ばし、自らの家内集團を武裝化させる形で私的軍事力を増大させる者達が現れること、それに對抗する形でカリフ家の側でも何度が新たに奴隷からなる軍團が組織されることを指摘し、いわゆるサーマッラー時代以降の政治混亂の背景のうちにそれらを位置づける。

以上のごとき検討から清水氏は、アッバース朝の最初期の軍事奴隷軍團について、それがもともとカリフの「私的な軍事集團」として出發したのであり、マムルーク朝時代と異なり構成員の出自自體が一義的に問題にされることはなかったと結論づける。つまり重要なのは私的な軍事集團、軍事力の形成がこの時期本格化したという点なのであり、そのことはやがて有力軍人のもとに形成された軍事集團と家産管理を行う官僚達の複合體が強大化し、實質的にカリフの權力を蠶食していく、という流れに照らしてもまず間違いないところであろう。

それにしても、この時期カリフによって隷屬身分の兵が大規模に編成されたというのは歴史的な事實であり、それがその後のイスラーム世界においても長く存続したことの意味は小さくはない。そこで清水氏は次に、この軍事奴隷軍團の起源とそれが形成された社會的背景をとりあげる。

いわゆる軍事奴隷の起源についてはやはりアヤロンら以降、多くの議論がなされてきたが、イスラーム史研究者に共通するのはそれをイスラーム的に読み解こうとする傾向である。この立場をとる場合、軍事奴隷の起源はウマイヤ朝期におけるマワリーアの軍事目的使用に認められることになる。ワラー關係（保護―被保護關係）によって主人と結びつけられたマワリーは、とくにウマイヤ朝後半期の征服戦争の中で頻繁に用いられている。このようなマワリーアの軍事使用こそがアッバース朝期の軍事奴隷の原型になったという点は嶋田氏やその他の研究者によっても夙に指摘されているところであり、清水氏もこの点については追認している。しかし清水氏はここでM・A・シャーバーンやC・ベック

ウィスらによる、アヤロン、パイブスらとは異なる視角からのアプローチに着目する。特に中央アジア史學者であるベックウィスは、軍事奴隸制度の起源はイスラーム到来時に中央アジアで行われていたチャールカルという一種の親衛軍團の制度にあるのだと主張しているが、清水氏はいくつかの重要な點でベックウィスの誤解を指摘しながらも、基本的にこの視角の重要性を認めている。そうして、時代的にはやや先行するが、東方中國において安祿山がトルコやキタイの騎兵と「假父子關係」を結んで用いたこと、その後も「父子軍」と呼ばれる軍團が唐末五代の節度使軍の中に見られることなどをあげ、中央アジアの遊牧民の間に隸屬的紐帶關係を特徴とする君臣關係があったことを指摘するのである。結果として清水氏は、軍事奴隸制度はアラブ的なワラーの枠組みと中央アジア的要素の出会いによって成立した可能性が高いと考える。

ところでマワリーにせよグラームにせよ、彼らが所屬した家内集團Ⅱ「イエ」とはこの時代、どのようなものであったのか。誰がそれを構成し、どのようにして武裝化していったのであろうか。上に述べたように軍事奴隸制度の成立に關わるイスラーム的要素としては保護―被保護關係であるワラーが重要である。このワラーによって主人と結びつくのがマワリーだが、主人との強固な絆の存在や、主人を通じてのみ社會的存在たり得るという意味において、マワリーも軍事奴隸もともに不完全自由民であるという共通點を持つ。このワラーがある種の法的關係であるのに対し、主人と庇護民の間にはイステイナーと呼ばれる養育の概念も存在する。こちらは慣習的概念であり、庇護民を抱える主人は

その者を養育し、保護と恩恵を與えることが當然と考えられた。このような二つの關係性の中で兩者の間に強い個人的紐帶が形成されることになる。主人の血縁家族を中核に、このような紐帶で結びつけられた者達は、擬制的家族集團としての「イエ」を形成する。その中にはグラーム、ハーデーム、ハージブなどが職能集團として含まれた。一方血縁關係に基づく家族よりも大きな規模となる「イエ」においては、それを維持するための財産Ⅱ家産の管理も重要な仕事になる。私領地や分與地、金融財産の管理などを司る書記もそれゆえ「イエ」に所屬することになる。また家産に對する他からの侵略行為に對抗するために「イエ」の構成員が武裝する必要が生じる。やがて主人の地位の上昇とともにこの「イエ」はさらに肥大化し複雑化していく。そうして最も巨大化した「イエ」こそがアッバース家なのであり、カリフの軍事奴隸集團は、そのような「イエ」を守るために軍事化したグラームの姿なのだ、ということになる。

しかしながら「軍事奴隸制度先ずありき」ではなかったという清水氏の議論からすれば當然のことながら、グラームを含む「イエ」の武裝化は全てのグラームの軍事化を意味するわけではなく、グラームの職能は多様であった。また「イエ」の中にはグラームとは別にハーデームと呼ばれる者達があり、これは一般に去勢された宦官を指すことが多いのだが、それゆえ「イエ」の中では女性や若年グラームの統轄などの任を負うことがあった。そうして必要の際にはハーデームもまた武裝し戦ったのである。この點からも、基礎としての擬制的家族集團Ⅱ「イエ」が先ずあり、グラームやハーデームなど様々な職能の者達がこれに所屬し、そう

して「イエ」が必要に應じて武裝する際、構成員の一部の者達も戦闘員となったという構造が見えてくる。

ただ時代が下るにつれ、このような集團の中に専ら戦闘をこととするグラームが現れてくるようになり、そのような戦うグラームがグラームの代名詞となっていく。そうしてこの軍事集團としてのグラームはアッバース朝を起點として各地に廣まっていくなのである。ただそこで特徴的なことは、このような私的軍事集團には隷屬身分のグラームのみならず、自由身分の者もまた多く含まれたことである。保護―被保護關係を縁に有力者の「イエ」に所屬し戦闘員となる自由身分の私兵の存在はやはり、軍事奴隸の出現ではなく、「イエ」の武裝化、軍事化という流れこそがこの時代の軍事制度の大きな特徴であったことを證すると言えよう。

以上のように第一章は、アッバース朝における軍事奴隸集團の出現という現象を、彼らの身分や購入、教育システムではなく、彼らがその構成要素となつた有力者の「イエ」の軍事化、というさらに大きな流れの中で読み解くべきであることを明快に論證した、極めて優れた研究である。マームーンやムータスィムの新集團はどのような流れを決定的にするという役割を果たしたのであり、それゆえアッバース朝解體へと續く一連の流れの幕を開けもしたのであった。

さて、第一章で浮き彫りにされた「イエ」集團の擴張という現象と並行して、それを可能とした財政的基盤、すなわち巨大な私領地の所有と經營という流れが存在した。上述の如くその任にあった専門職集團こそが「イエ」の書記達であった。第二章「書

記官僚と稅務行政」において清水氏は、最大の「イエ」であるアッバース家を例に取りあげ、法學上の理念と現實の間によこたわるギャップを橋渡しするという書記官僚の職務を浮き彫りにしようとする。

具體的な出發點は、大土地所有における國庫の取り分に關する嶋田襄平氏の解釋の再檢討である。嶋田氏はアッバース朝時代から見られる大規模私領地はそもそも國庫に對して税を支拂つておらず、その意味ではその後の時代にくる軍事イクター制に稅法上の大きな劃期性を見いだしていないが、清水氏は私領地の小作人が土地所有者と國家の兩方に對してハラージュを支拂つた例をあげながら、軍事イクター施行以前にはたとえ私領地であっても國家がそこにハラージュを要求し、實際徴收し得たことを論證し、そのような「國家の取り分」自體をムクターに授與したところから軍事イクター制の劃期性があったのだとするのである。

ところでこのような土地に對して國家が請求する稅額あるいは稅率は收穫穀物を査定する政府の徵稅官によつて定められたが、これは對象毎に異なる場合があり、それを定めるために用いられたのが「書記の規則」と言うルールであつたのだ、と清水氏は考へる。その顯著な例は「カティーア」と「イスターン」である。

「カティーア」とは従來上級者から授與された「私領地」の意味で用いられた用語だが、この時期は穀物配分の比率としても用いられている。すなわちダイアからの稅徴收の際、十分の一をとるものを「カティーア」、二十分の一をとるものを「イスターン」と呼んだのである。いわゆる私領地としての「カティーア」はもともとウシュル地として十分の一をザカートとして支拂う。一方私

領地の中で配分比率としての「カティエーア」を適用される土地も同じく十分の一をハラージュとして支拂う。そうして本来別個の部署で扱われるべきこの二種の税が同じ部署によって處理されたことから、實際に業務にあたる書記達はザカートとしてのウシシュルを、取り扱い上はムカーサマ制によるハラージュの延長として扱った。そこではハラージュとウシシュルは税率の違いとしてのみ認識されることになる。すなわち、理念上異なるカテゴリーに屬するものが、業務上は單なる數字の違いとして取り扱われるようになるのである。

こうして一旦ザカートを支拂う「私領地のカティエーア」とハラージュを支拂う「國家所有地」の差を配分比率の差に歸結させてしまうと、今度はその數字そのものが、官僚達の裁量により現場において様々に變更されるようになる。こうして中間地主層は負擔輕減をはかつて書記官僚を買収し、便宜をはかつてもらおうとつとめは始める。このような賄賂を含め、有力者が權力の座にあつた際に特權として認められていた措置が、その人物の失脚に伴つて效力を失ひ、改めて請求される場合も出てくる。かかる追徴が正當なものかどうかはマザールイム法廷で争われたが、そこでは宰相や有力官僚達の恣意が大いに入り込み、それぞれの自己正當化の論理や國家の利益保持の論理のあり方によって解釋は大いに異なるものとなった。

要するに、法學上の理念でカヴァーしきれない部分（書記官僚の日常業務ではこれが非常に大きなウェイトを占めるが）を現實的に處理するための書記官僚の論理は、實はその官僚の地位や實際の政治状況などによって大きく規定されるものであり、その結

果國家と私領地所有者の關係もまた官僚業務の實際上の都合によつて大きく規定されることになった。このようにたどたどしくまとめてしまうと、わかりにくい印象を與えるかもしれないが、實際は清水氏の明確な論旨と平明な敘述により、この間の事情は私のような財務音癡の人間にも非常に理解し易いものとなっている。

第三章「社會變動と民衆」では、三つのやや傾向の異なる主題が扱われる。第一節「西曆十世紀バグダードの暴力集團」は前二章の議論を承けるもので、バグダードに頻發した民衆暴動とそこにおいて中心的役割を果たした暴力集團の活動が、有力者の私的軍事集團の形成との關わりで検討される。特に注意を向けられるのが、しばしば權力と對立する存在として描かれがちであつた「任俠無賴集團」が、實は往々にして權力と親和的に動き、權力の側もこれを取り込もうとして様々な方策を行つたという點である。權力の側の「公認」を受け、暴力行爲を働くお墨附きを得た者達の例を検討しつつ、清水氏はそこに、私的軍事力の増強を目論む權力者側の思惑と、暴力集團側に見える體制側への指向とを看取する。さらに後者の背景として、軍事制度の變革によつて第一線から追いやられた既存の軍事勢力の存在を指摘し、同時に暴力公認の結果としてさらなる治安悪化が引き起こされるという十世紀バグダード社會の有り様を描き出している。

第二節「ムスアブ・ブン・アッズバイル募參詣」ではブワイフ朝支配下のバグダードにおけるシア派住民とスンナ派住民の間の宗教闘争の一齣として、後者が前者に對抗して編み出したムスアブ募參詣の様相が分析される。ムスアブ・ブン・アッズバイル

はメデイナのカリフ、アブドゥッラー・ブン・ズバイルの異母兄弟であり、第二次内亂時イラクを一時抑えた將軍であつたが、十世紀になつて彼の墓への參詣が突然活潑になつた理由として清水氏は、ムスアブがクーファのムフタールの亂の鎮壓者であり、「フサインの血の復讐」へのアンチテーゼを體現する存在であつたことを指摘する。そうして、この時期シーア派住民が自らの信仰儀禮を飾り立てるため様々なシンボルを用いたことに注目し、ムスアブ墓參詣はスンナ派住民による強力なシンボルとして對置されたのではないかとするのである。このような分析の基礎には、宗教に基づき形成される集團において、シンボルがどのように意識されたのか、誰に向けられて用いられたのかという魅力的な問題が据えられているように思えるが、この點は今後のさらなる研究へとつながるものとして期待を抱かせる。

第三章に附された附論「裏切るクーファ市民」では、初期イスラーム史上、特にシーア派の據點としてしばしば反ウマイヤ家運動、反亂の温床となりつつも、常に最後はその指導者を裏切る、というイメージを持つクーファのまちとその市民の實態解明が試みられている。清水氏はザイドの反亂を事例に、ウマイヤ朝後半期におけるイラク軍の空洞化により、クーファのまちには實はもはや具體的行動を行うような餘力がなかったという事實を指摘し、「裏切るクーファ市民」の實態はウマイヤ朝後半期の政治状況と政治構造に起因するものであつたのだと明快に論じている。

最後に「おわりに」においては以上の議論の結論が簡潔に確認され、改めて「アッバース朝解體」という視點から以下の點が強

調されている。すなわち、

(一) 軍事グラームの大量登用はカリフの「イエ」を中核とする新しい軍事集團の形成を意味し、後に各地で獨立性を強める總督達にモデルを與えることになる一方、グラームやマワリー系軍事集團の指揮官が自立するという道をも開いた。

(二) カリフの「イエ」の強大化は、官僚達の稅務行政にも影響を與え、稅收等の取り分算定に關してもカリフの存在が中心に据えて發想されるという事態となる。しかしその過程で力を伸ばした官僚層は私兵力を強化した軍事的實力者達と結びついて強力な「軍事・行政複合體」を形成するようになり、これはやがてカリフ位をも左右する實力を持つことになる。

(三) ただしこのような「軍事・行政複合體」はそれでもカリフの追認を得なければ、自らのうちから政權の正當性を導き出すことが出来なかつた。結果として大アミールや有力總督達はカリフの公認を得るための綱引きを始め、アッバース朝カリフはそのパワースタイルの中で翻弄される(時には自立的にも行動するが)存在となる。

このようにアッバース朝解體から諸地方王權の分立へと向かう歴史の流れを清水氏は明快に跡附け、さらに今後の課題として、アッバース朝の實質的な解體後の諸王朝における支配の正統性確保の問題、およびそれらを包括する形で、カリフ制そのものに對する考察をあげて本書を締めくくっている。

以上極めて難駁ではあるが本書の概要を紹介した。九世紀初頭に出現する新たなタイプの軍事集團の性格の分析から、この時代における「イエ」のあり方と、それに起因する家内集團の武裝化という大きな流れを浮き彫りにした第一章、そのような「イエ」の家産管理を業務とする官僚達が、その専門技能を高めることによって司法と現實のギャップを埋める役割を果たし、政治状況と密接な關係を持ちながら影響力を伸ばしていく過程を描き出す第二章、自らの「イエ」の擴大と勢力争いのために民間暴力集團すらも取り込もうとする権力者側と、軍事體制の變化の故にアウトサイダーとなった者達を包含する暴力集團の「公的」なものへの指向が結びついた結果として産み出された、バグダードの社會混亂を指摘する第三章（特に第一節）、という議論は流れるように展開され、論旨も緊密に構成されて閑然するところがない。その基底にあるのは、従來の研究、特に制度史や法制史研究によって提示された、靜的且つある種理念的なモデル、すなわちマムルーク體制論や稅務行政の法學的モデルなどと、歴史の現實的局面におけるダイナミズムとをどう摺り合わせて理解できるのかという問題意識であろう。本書において清水氏が示した「イエ」の顯在化と家内集團の軍事化、およびその結果としての「軍事・行政複合體」の形成という流れは、アッバース朝史を考えるための新たなフレームワークとなるものである。古めかしい言い方かもしれないが、従來のモデル・テーゼに對するアンチテーゼを提出し、それによって歴史理解の新たな段階への道を開く、という點で歴史研究の王道を行くものであり、冒頭に本書が「我が國の初期イスラーム時代史研究を新たな段階に引きあげるもの」である、と

記したのはそういう意味である。ただし、それは當然清水氏が示したモデルが次の段階では批判的に検討されうということを含意する。残念ながら私にはそれをする能力はなく、その仕事は清水氏自身、あるいはより若い世代に委ねられるのであろうが、それでも本書に刺激されて二、三の事柄を考えることができた。以下それらを書き記して、書評子の責めを塞ぎたいと思う。

第一は軍事奴隸に關することがらである。先に述べたようにこの問題を扱った第一章はおそらく本書の中でも最も重要で、しかも刺激的な部分である。清水氏によって描かれた極めて見通しのよい圖面を通すことによって、私の知る例で言えばガズナ朝の宮廷組織や軍事制度のあり方は大層理解しやすくなる。おそらくそれはガズナ朝に限らず、A・K・S・ラムトンによって military court と稱されたような宮廷制度を持つ國家群（それは嶋田氏の言う「軍事支配體制」を持つ諸國家ともオーバーラップする筈である）に共通して言えることなのだろう。それらを見る限りまさしく清水氏の指摘する如く、まず軍事奴隸はグラムありき、なのではなく、宮廷制度や家内集團がまずあり、そこには特定の職能を果たす者達の集團が所屬し、そうしてその特定の職能集團（とくにグラム）にトルコ系奴隸が充てられたことによって、君主を最高司令官とし、平時の宮廷が戰時の General Head Quarter になるという體制が可能となったと考えられる。この意味でも本書の意義は極めて大きい。

ところで、この軍事奴隸軍團の起源についての清水氏の議論は大變巧みにまとめられていて大いに納得させられるのだが、マームーンとムータスィムの新軍團の出現に、八世紀から九世紀初頭

にかけての中央アジアの状況がどのように関わったのか、という点は餘り詳しく觸れられていない。すでに嶋田氏やパイプスによる指摘があり、清水氏も認める通り、隷屬身分の者達を武装させ戦わせるという事例はイスラーム時代の最初期から見受けられる。また奴隸ではないものの半自由民としてのマワーリーの軍事使用は軍事奴隸制度のプロトタイプとして非常に重要であることは疑いない。だとすると、マームーンやムータスィムの軍團が劃期的なものであったのはなぜなのだろうか。それこそ所謂「マムルーク制度論」に據るならば、奴隸を大量に購入し、必要な訓育を加えて君主の意のままになる強力な軍團を組織する、ということこそが特徴的であったわけだが、少なくともムータスィムの軍團では奴隸身分であることが重要でもなかったし、特定の購入・育成システムがあったわけではなかったことが本書において明らかにされている。主人と深い絆を形成する兵士達という性格は、上に述べたようにこの時代以前からイスラーム社會に見られる要素でもある。そうすると残るは「大量に」という部分であろう。なぜこのとき「大量に」トルコ系の奴隸が入手可能であったのだろうか。

P・ゴールデンはオグズの帝國の形成を論じた研究⁽¹⁾の中で西突厥崩壊以後の中央アジア情勢について述べ、七四四年のテュルギシュの没落の後、最初にバスマイル対ウイグル・カルルク、次いで七六六年以降ウイグル対カルルク、さらに九世紀に入るとウイグル対キルギズという各部族間の對立軸が存在したとしている。そうしてこのような抗争の中で西方に移住した人々の一部が「オグズ」と呼ばれる部族連合體を構成し、シル河流域に侵入したのだ

と考えるのである⁽²⁾。オグズの移住はすでにその場所を占めていたベチエネグを押し出し、後者はカスピ海方面へと移動を開始するが、このように東方で生じた紛争とそれに伴う部族集團の西への移動の増加が、九世紀以降のイスラーム世界におけるトルコ系奴隸の増大の一因となった、とゴールデンは記している。要するにシル河近邊での遊牧民の密度の増大が大量のトルコ系奴隸を生んだのではないか、ということであろう。

しかし遊牧民の西方への移動がこの時期、前代にも増して活潑化したという客觀的證據は残念ながらない。ただシル河の西の状況はもししたたら前代と異なったかもしれない。ソグド地方、あるいはマワラー・アンナフルでは西突厥時代から各都市國家が分立し、時に連合することはありながら基本的には個別に遊牧勢力と接觸し、交渉を持っていた。アラブが到來した最初期、これら諸都市國家が十分に連携した抵抗運動を展開できなかったことは、すでにH・A・R・ギブが指摘するところである⁽³⁾。クタイバによる征服以降のマワラー・アンナフルの状況というのがどのようなものだったのか、これも残念ながら詳細には解明できていないが、『アハラ史』の記述などは、この地域において有力なデイフカーンを中心に徐々に統一勢力形成への道が準備され始めていた雰囲気を与える。後にサーマーン朝を建てるサーマーン・ホダーの家系が實力をつけ、フェルガーナ、シャーシユ、サマルカンド、ヘラートの支配權を認められたのはまさしくマームーン、ムータスィムの時代である。推測を重ねてしまいが、シル河の西側においてこの時期、遊牧勢力への防衛線が形成されつつあったのではなからうか。少なくともフェルガーナとシャーシユという、

遊牧世界への主要通路上の二つの要衝の支配がサーマーン家に認められたというのは極めて示唆的である。

こうして八世紀から九世紀にかけて、シル河をはさんで西へ向かう壓力と、それを押しとどめる防壁の形成とが並行して進んだのであるとしたら、この地域に牧地や水場をめぐる遊牧部族同士の、あるいは遊牧部族とマールワラー・アンナフルの勢力の間での小規模な紛争が頻發したことが豫想される。結果として奴隸身分として賣られるトルコ人や、捕虜として得られるトルコ人の數がこの時期以降増大したという状況は十分あり得るだろう。時代は下るが、ガズナ朝を建てたセビュクテギンが息子マフムードに與えたとされる『忠告の書』という資料がある。そこではセビュクテギンがどのようにして奴隸になり、アルプテギンに購入されたのか語られるが、それによるならセビュクテギンの一族の住地を攻め、婦女子を掠奪し、奴隸として賣り拂ったのは近隣の遊牧部族だったのである⁽⁴⁾。

以上はもちろん具體的な資料に乏しい推論であり、だからこそ清水氏もこの部分には觸れなかったのかもしれない。さらに言えば軍事奴隸制の起源を巡る詳細な議論そのものは實は清水氏の論旨にとつてはそれほど重要ではない。それでも以上のような推論がもしある程度の效力をもつものならば、関野英二氏が指摘する如く、軍事奴隸制度の創始期においてサーマーン朝（というよりもサーマーン家）が果たした役割は、乏しくはあるが漸く増加しつつある資料をもとに、今後中央アジア史研究者が取り組まねばならない問題であらう。

もう一點、こちらは清水氏の研究の長年の讀者としての希望を

述べておきたい。清水氏が対象とする時代、地域よりももう少し視點を廣げて、たとえば初期イスラーム史というものを眺めてみた場合、私は嶋田氏の研究に據っておおよそ次のような理解を持っている。すなわち、ウマイヤ朝期を通じて、特に第二次内亂以降、それまでの部族の代表者としてのカリフは、他の一般ムスリムとは隔絶した權力者としてのカリフへと變貌していき、そのステータスは基本的にアッバース朝初期のカリフにも受け繼がれたが、そのようなカリフ權力の確立は、イスラーム共同体内部におけるカリフ以外の有力勢力を逐次排除していくことによって可能になった。その際物理的にこれを行わしめたのが、カリフ（およびその「イエ」）が統帥權を持つ軍事力であつたはずである。そのような軍事力として、特にウマイヤ朝においてはシリア軍、さらにはマワリーが用いられ、アッバース朝初期にはホラーサン軍團が用いられた。マームーン、ムータスィムの新軍團はその後を繼ぐ形で現れるわけだが、この過程を眺めると、カリフの「イエ」を強化し、より強い物理的強制力を備えようという指向自体は一貫して看取できるように思われる。もしそうであるなら、清水氏が指摘する個々の「イエ」の擴大およびその結果としての權力の分散という傾向が、他ならぬ九世紀のこの時期において大いに顕在化する背景とはどのようなものであつたのであろうか。清水氏は今後の課題としてアッバース朝解體期以後（あるいは「後半」といった方が適切か）の検討をあげているが、讀者としては正統カリフ時代、ウマイヤ朝期を含めて初期イスラーム時代史を清水氏がどのように描き出すのか、大きな期待を抱かざるを得ない。

ただ、そのような考察の過程においては當然カリフというものが一體何であったのかという、清水氏自らも掲げている課題が立ち現れてくるだろう。特に本書でも多く用いられている「公」と「私」という概念がカリフの存在においてどう解釋されるのかは、イスラーム史のみならず他の地域、時代との比較史の観点から重要なものだと考えられる。もちろんイスラーム史において「公」という概念をどう規定するかにもよるのだが、片方にウンマを置き、もう片方にムスリム個人を置いた際に、「公」的なものと「私」的なものの境界線は那邊にあったのか。ウンマを導く存在であるカリフにおける「私」とはどのようなものであったか、あるいはどのようなものとして理解されていたのか。本書の議論の中で清水氏はアッバース家を最大の「イエ」だと位置づけており、それが大きな説得力を産み出しているのだが、一方でカリフ家たるアッバース家は「公」的な存在でもあった筈であり、これをその他の有力者達のもで形成された「イエ」あるいは「軍事・行政複合體」と比較して論じる場合、カリフ家の持つ「公」的性格をどう處理するかが問題となる局面もあるに違いない。この点についての清水氏の見解もいずれ聞いてみたいところである。

以上、本書の内容に刺激を受けて思いついたことを記してみたが、怠惰な私がついこんなことを考えるほどに本書は刺激的であり、「やる氣」をおこさせる書物なのである。さらに特筆すべきは本書の readability の高さである。本書の明快な論旨と緊密な敘

述については先にも觸れたが、私が清水氏の研究に馴染み、その問題意識の多くに共感を持っているという點を差し引いても、本書の濃密な内容を一気に讀ませてしまいう氏の平明かつわかりやすい敘述は見事であると思う。その點からも、専門家は言うまでもなく、それ以外の讀者、特に若い世代の讀者達に本書を薦めたい。

- (1) P.B. Golden, *The Migration of the Oğuz, Archivum Ottomanicum* 4, 1972, p. 61.
- (2) ユールデンにも引かれる Ibn al-Athir はオグズのシル河流域への到來をカリフ、マフディーの治世(七七五—七八五年)のこととして述べている。Cf. Ibn al-Athir, *al-Kamil fi al-tarikh*, ed. C.J. Tornberg, Beirut, 1979, Vol. 11, p. 178.
- (3) H.A.R. Gibb, *The Arab Conquest of Central Asia*, New York 1923 (rep. 1970), pp. 22-23.
- (4) E. Mergil, Sebuktegin in Pendâmesi (farsça metin ve türkçe tercümesi), *İslâm Tarihleri Enstitüsü Dergisi*, 6 (1-2), 1975.
- (5) 開野英二「中央アジアのイスラーム化」、開野英二編『アジアの歴史と文化 8 中央アジア史』、同朋舎、一九九九、八八—九二頁。

二〇〇五年十月 東京 山川出版社
A 五判 一九五五二頁 五二五〇圓